

令和5年度 第1回 国民健康保険運営協議会

令和5年7月21日 14時～

三田市役所南分館6階 601会議室A

1 開会

2 三田市共生社会部長 挨拶

3 報告事項

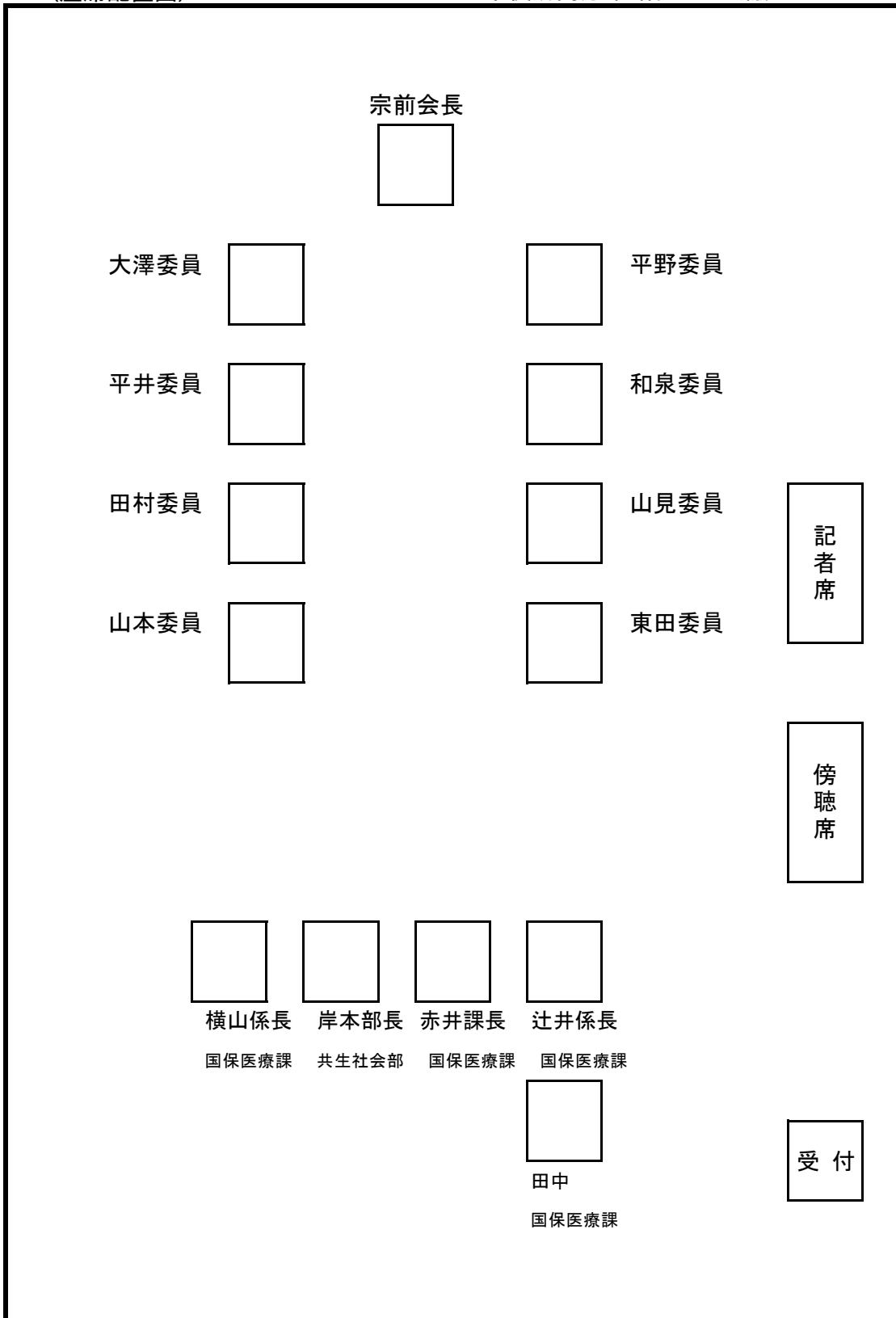
- (1) 令和5年度 国民健康保険税について
- (2) 令和4年度 国民健康保険事業特別会計 決算
- (3) 令和4年度 国民健康保険税の収納状況及び徴収取組について
- (4) 令和5年度 国民健康保険事業特別会計 予算
- (5) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画について
- (6) 令和5年度に予定されている国保関連事務

4 閉会

国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：令和4年7月1日～令和7年6月30日（令和4年6月現在）

	区 分	氏 名	所属団体等	備考
1	公益を代表する委員 4人	そうまえ きよさだ 宗前 清貞	関西学院大学総合政策学部	
2		おおさわ よういち 大澤 洋一	三田市社会福祉協議会	
3		ひらい ようこ 平井 洋子	三田市老人クラブ連合会	
4		たむら かずなり 田村 和成	三田市民生委員児童委員協議会	
5	被保険者を代表する委員 4人	いずみ ひろふみ 和泉 博文	公募委員	1期目
6		やまみ さちこ 山見 幸子	公募委員	2期目
7		やまもと くみ 山本 久美	公募委員	3期目
8		ひがしだ ゆかり 東田 由香里	公募委員	1期目
9	保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人	きむら ただし 木村 忠史	医師	
10		まえはし のぶてる 前橋 延光	医師	
11		おざき つかさ 尾崎 司	歯科医師	
12		ひらの こうたろう 平野 康太郎	薬剤師	



◇◇ 三田市国保 令和4年度決算の概要 ◇◇

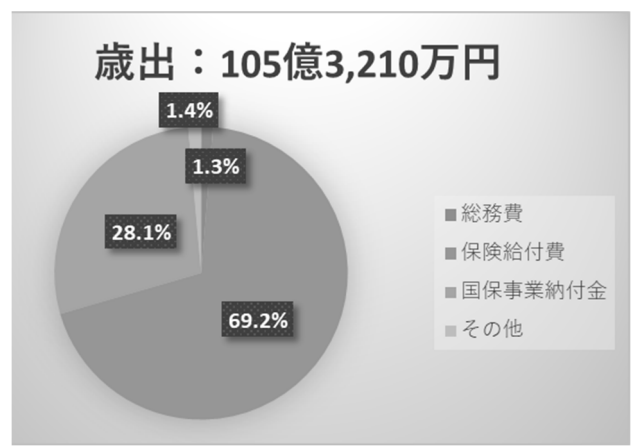
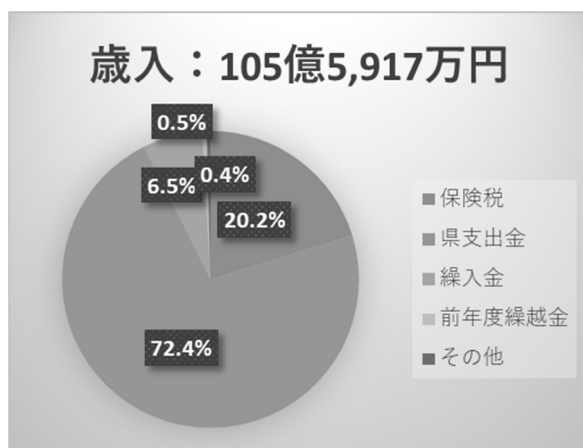
国民健康保険が都道府県単位に広域化されて、5年目となった令和4年度三田市国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入105億5,917万6千円、歳出105億3,210万円3千円、形式収支は2,707万3千円の黒字となりましたが、前年度繰越金を除く実質収支は、2,967万2千円の赤字となりました。

これを前年度と比較すると、歳入は1億764万円の増（対前年度伸び率1.0%）、歳出は1億3,731万3千円の増（同1.3%）となります。

歳入の主なものは、国民健康保険税21億3,209万6千円（同2.9%）、県支出金76億4,979万9千円（同0.9%）、一般会計からの繰入金6億8,014万8千円（同1.9%）となっています。

歳出の主なものは、総務費1億3,704万2千円（同0.3%）、保険給付費72億9,227万9千円（同2.0%）、国保事業費納付金29億6,143万4千円（同△0.6%）となっています。歳出総額の97.3%は保険給付費と兵庫県への国保事業納付金で占められています。

年度末の被保険者数は、19,212人で、前年同期660人の減少となっています。一方、一人当たり医療費については31,461円（国29,321円、県27,570円）と国や県の平均よりも高くなっており、増加傾向となっています。



◇◇ 三田市国保 令和5年度予算の概要 ◇◇

令和5年度の三田市国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算は、近年、保険給付費は増加傾向にありコロナ後の社会活動の活性化も見込まれることから前年度を1億7,680万円上回る105億2,540万円としました。

歳入の主なものは、総額の72.5%を占める県から保険給付に応じて交付される普通交付金、国保事業の経営努力や特定健診等の保険事業の推進に交付される保険者努力支援、被保険者の保険税の減免等への補填として交付される県支出金の総額は76億2,966万3千円（対前年度伸び率2.0%）を計上しています。

また、総額の20.4%を占める国民健康保険税は21億4,338万6千円（同0.7%）を計上しています。

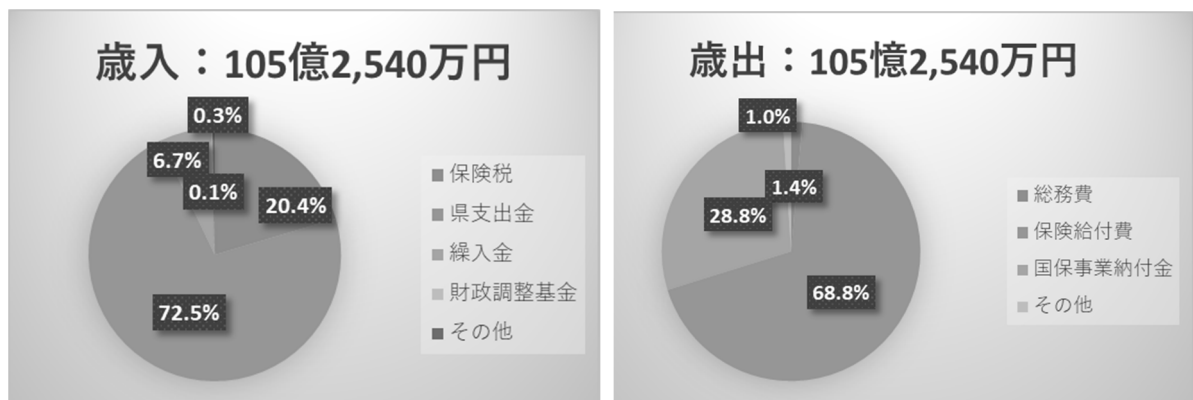
総額の6.7%を占める一般会計繰入金は、国が示す三田市の一般会計からの繰出基準及び厚生労働省の予算編成通知に基づき、7億107万2千円（同1.8%）を計上しています。

歳出の主なものは、総額の68.8%を占める保険給付費は、一人当たりの医療費の伸びと兵庫県が推計した被保険者数から算定し、72億4,112万1千円（同1.8%）を計上しています。

また、総額の28.8%を占める兵庫県への国保事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、兵庫県から提示された30億1,859万3千円（同1.9%）を計上しています。

その他に分類しています保健事業では、特定健康診査・特定保健指導、人間ドック等に必要な経費を見込むとともに、レセプト点検などの医療費適正化経費、また、医療費通知や後発医薬品差額通知などを実施する費用を見込んでいます。

今年度の国保運営についても、兵庫県の令和9年度を目途とした保険料水準の統一に向けた動向を注視しつつ、医療費の適正化の取組みを推進し、安定した運営に努めてまいります。



◇◇財政調整基金について◇◇

国民健康保険事業における財政調整基金の活用については、「三田市国民健康保険事業財政調整基金条例」により使用目的が規定されています。

- (1) 国民健康保険税の被保険者負担額が著しく増加し、その緩和を図る必要があるとき。
- (2) 国民健康保険事業に要する費用に不足が生じ、その財源に充てるとき。
- (3) 被保険者の健康の保持及び増進を図るため、保健事業に充てるとき。

令和4年度の国保事業特別会計の決算においては、形式収支は2,707万3,139円の黒字となりましたが、前年度繰越金を除く単年度収支は、2,967万2,385円の赤字となりました。これにより繰越金の総額は、5,674万5,524円から2,707万3,139円となりました。

基金の活用を以下の項目について検討した結果、4年度の決算における財政調整基金の活用は行わないこととしました。

- (1) 運営協議会においてご意見のあった「現役世代の貯蓄を現役世代に還元する」ことについて検討しましたが、形式収支において黒字のため基金を取崩す理由が難しいこと。
- (2) 令和9年度から想定されている県下の保険料水準の統一化を見据え、今後の保険料の上昇抑制に最大限活用する必要があること。
- (3) 三田市での医療費（保険給付費）の増大に伴い、インセンティブが減少し、県への納付金が増大してくる可能性がある。これらを税率に転嫁することなく上昇抑制に活用しようとするため。

国保運営協議会
当日配布資料
令和5年7月21日

令和5年度に予定されている国保関連事務

(1) 産前産後期間の国民健康保険税（料）免除について

子育て世帯の負担軽減を目的に、市町の国民健康保険に加入している出産予定の被保険者又は出産した被保険者の産前産後期間相当分（4か月間）の均等割保険税及び所得割保険税の免除制度が創設されます。（施行は令和6年1月1日。）

なお、本制度による保険税免除相当分は、全額一般会計から特別会計へ繰り入れされることとなります（国1/2、県1/4、市1/4負担）。

現時点で国から事業の詳細は示されておりませんが、政省令等の公布がありましたら、市の条例改正等、必要な措置を講ずる予定としております。